

第4章 環境施策の推進



1. 環境施策の構成

「第2次計画」では、新たな「将来の環境像」及び「計画目標」の達成に向け、各種取り組みについて、各主体と連携・協働して実施するとともに、「SDGs」の目標の達成に貢献していきます。

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
1. 地球温暖化防止 地球の環境に やさしいまちづくり 	   	(1) 資源・エネルギーの有効な利用	①省エネルギー機器の普及 ②エコドライブの推進 ③低公害車の普及 ④低炭素な移動手段の選択の促進 ⑤住宅・建築物の省エネルギー化の推進 ⑥再生可能エネルギーの導入促進
		(2) 総合的な地球温暖化対策の推進	①多度津町の率先した地球温暖化対策の推進 ②温室効果ガス排出抑制対策の推進 ③「COOL CHOICE」の推進 ④気候変動による「適応策」の検討
		(3) フロン類及び酸性雨対策の推進	①フロン類対策の推進

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
2. 循環型社会の形成 環境に配慮した 持続可能なまちづくり 	   	(1) 廃棄物の発生抑制と再利用	①生ごみの減量化と食品ロス削減 ②ごみを出さないライフスタイルの確立 ③事業系ごみの減量化とリサイクルの推進 ④資源回収活動の促進
		(2) 廃棄物の適正処理	①不法投棄防止と産業廃棄物対策の推進 ②野外焼却の禁止徹底 ③廃棄物処理施設の適正な運営 ④適正処理が困難な廃棄物への対応 ⑤水循環の推進 ⑥海ごみ対策の推進

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
3. 自然環境の保全 豊かな自然と 調和したまちづくり 	 	(1) 生物多様性の確保及び自然環境の保全 (2) 人と自然とのふれあいの推進	① 豊かな自然環境の保全
			② 希少野生動植物の保護の推進
			③ 特定外来生物対策の推進
			④ 農地の適正管理と環境保全型農業の促進
			⑤ 有害鳥獣対策の推進
			① 農業や漁業資源の有効活用と支援
			② 自然体験や観察会の実施

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
4. 快適空間の確保 みんなが安心して 暮らせるまちづくり 	  	(1) 大気環境の保全	① 広域大気汚染物質対策の推進
			② 事業者に対する指導の実施
			③ アスベスト対策の推進
		(2) 水環境、土壌・地盤環境の保全	① 水質汚濁発生源対策の推進
			② 水辺の美化と親水空間の形成
		(3) 騒音・振動・悪臭・化学物質対策	③ 水質の監視体制充実と生物調査の実施
			① 自動車騒音や振動の監視
			② 事業者に対する指導の実施
			③ 町民（民間団体）への啓発の推進
		(4) 歴史的・文化的遺産の保全	① 文化財保護意識の高揚
			② 歴史的・文化的遺産の活用と伝統文化の継承
		(5) 快適な環境づくり	① 良好な景観への配慮
			② 公園や緑地の整備の推進
			③ 各主体による美化活動の推進
			④ 空き家や空き地の適切な管理
			⑤ ペットのふん害防止対策の推進

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
5. 学びと活動の輪 みんなで地域の環境を 良くするまちづくり 	 	(1) 環境教育及び環境保全活動の推進	① 学校における環境教育の推進
			② 家庭における環境教育の推進
			③ 環境保全活動に関する情報提供と人材確保
			④ 地域や職場の環境教育・環境保全活動の促進
		(2) 環境に配慮した体系的な取り組みの推進	① 食育と地産地消の推進
			② 環境マネジメントシステムの普及

2. 環境施策の内容

「将来の環境像」の実現と「計画目標」の達成に向け、環境施策に基づき、各種取り組みを推進するため、多度津町が取り組む環境施策と、各主体の方々の目線での取り組みを示します。

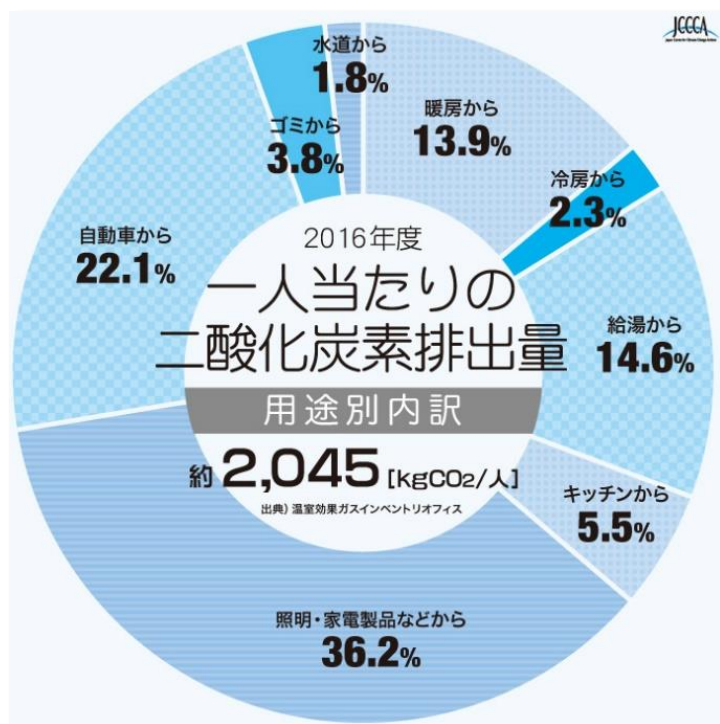
これらの各種取り組みについて、各主体が連携・協働の上で実施していくことで、環境に配慮した行動を多度津町内全体へと波及させていきます。

1. 地球温暖化防止：地球の環境にやさしいまちづくり

(1) 資源・エネルギーの有効な利用

①省エネルギー機器の普及

- 自動車や家電製品等の買い替え時には、省エネルギー性能の高い環境に配慮した製品を購入するよう、「広報たどつ」等の媒体を活用した情報提供の実施による啓発を行います。



図：一人当たりの二酸化炭素排出量

【資料：温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センター】

②エコドライブの推進

- 不要なアイドリングや急発進、急加速等をしない燃費の向上に資するエコドライブについて、「広報たどつ」等の媒体を活用した啓発に努めます。



③低公害車の普及

- 自動車販売店等と連携の上、二酸化炭素の排出量が少ない電気自動車やハイブリッド自動車等の普及を図るとともに、公共施設等への充電設備の設置をはじめとするインフラ整備に努めます。



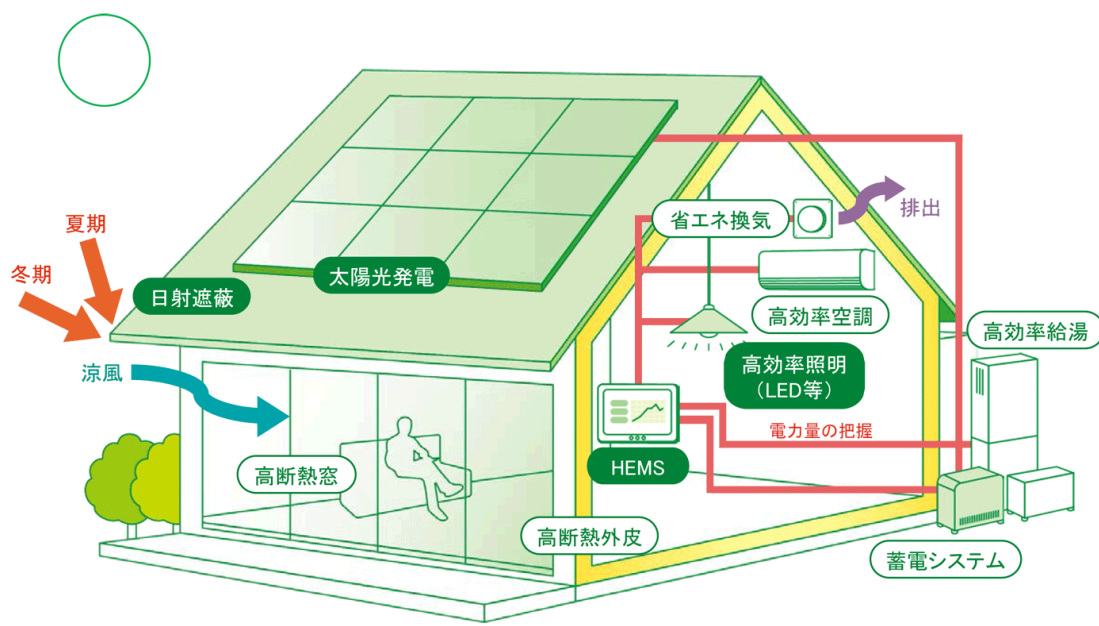
④低炭素な移動手段の選択の促進

- 香川県や事業者等の関係機関と協力し、公共交通の利便性向上を図るとともに、JR 多度津駅でのパークアンドライドについて、今後も継続した PR 活動を行い、公共交通機関の利用の促進による区域の温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 徒歩や自転車で散策が楽しめるよう、自転車道や歩道、駐輪場等の整備を今後も継続して推進します。
- 貨物等の輸送時における温室効果ガス排出量の削減を図るため、荷主と運送事業者等と連携を図り、共同輸送や物流システムの情報化等を関係する事業者へ促し、自動車から海上輸送等への転換による物流の低炭素化を推進します。



⑤住宅・建築物の省エネルギー化の推進

- 省エネルギー化によって区域の温室効果ガス排出量の削減に資する ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等を備えた住宅づくりや建物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の導入をはじめとした設備改修が可能となるよう、省エネルギー型の設備や機器、運用改善等について、様々な機会を利用した積極的な情報提供を行います。



図：ZEH のイメージ

【資料：経済産業省資源エネルギー庁資料】

⑥再生可能エネルギーの導入促進

- 住宅用太陽光発電システム設置に関する補助制度の拡充を図り、再生可能エネルギーを地域資源として捉え、導入を積極的に推進し、経済の発展による地域活性化に資するよう、事業者による再生可能エネルギーに関する事業を促すとともに、公共施設等への率先的な設備の導入に努めます。



(2) 総合的な地球温暖化対策の推進

①多度津町の率先した地球温暖化対策の推進

- 「第4次多度津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に従い、多度津町が率先して、公共施設で使用するエネルギーについて、再生可能エネルギーへの転換や省エネルギー機器への更新を実施し、事務事業における温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 公共施設における省エネルギー診断の実施により、省エネルギー化に資する効果的な運用改善や改修等の検討を行い、その導入効果についての情報発信に努めることで、地域の先行事例として、類似施設への波及を図ります。
- 災害発生時の防災拠点となる公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の導入を推進し、非常用電源として利用できる体制の構築を目指します。
- 「グリーン購入」等の普及を促すため、多度津町が率先した行動に取り組むことで、町民（民間団体）、事業者への「グリーン購入法」に適合する商品に関する情報提供による啓発を行うことで、環境に配慮した消費行動を促します。

②温室効果ガス排出抑制対策の推進

- 森林による二酸化炭素の吸収源対策を進めるため、間伐による森林整備や保安林等の適切な維持管理と保全等を推進するとともに、出荷時期を迎えた間伐材を適宜搬出し、香川県等の関係機関と連携し、木材の地産地消による森林の健全な育成を促します。
- 「かがわ省エネ節電所」に関するホームページ等の媒体を活用した啓発に努めることで、家庭や事業所における省エネルギー化による効果の見える化を促進し、温室効果ガス排出量の削減に向けた町民（民間団体）、事業者の意識の高揚を図ります。
- 「クールビズ」、「ウォームビズ」をはじめ、「ライトダウン」や香川県が実施する「クールシェアかがわ」など、温室効果ガス排出量の削減に資する各種取り組みについて、多度津町のホームページに随時掲載し、積極的な情報発信に努めます。



③「COOL CHOICE」の推進

- 日常生活や事業活動における環境に配慮した商品やサービスを選択する「COOL CHOICE」について、ホームページ等の媒体や「健康フェスタ」等のイベントを活用した啓発を推進することで、地域における取り組みの波及を図り、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルの多度津町内での定着を図ります。



図：「COOL CHOICE」のロゴマーク

【資料：環境省資料】

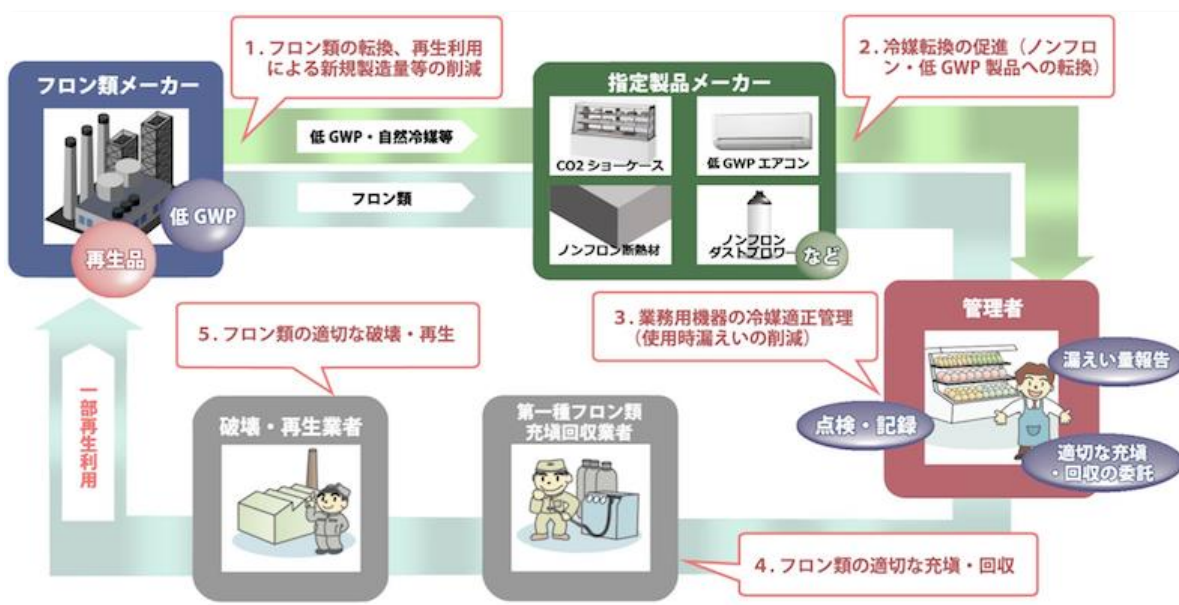
④気候変動による「適応策」の検討

- 国による「気候変動適応法」の施行や香川県における気候変動の「適応策」に関する動向を注視し、多度津町としての方針を検討するための各種情報収集活動等に努めるとともに、町民（民間団体）、事業者に向けた啓発を図ります。

(3) フロン類対策の推進

①フロン類対策の推進

- 香川県と連携し、「フロン類」を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分方法について、ホームページ等の媒体を活用した情報提供の実施による啓発に努めます。



図：フロン類対策について

【資料：フロン排出抑制法ポータルサイト】

「第２次計画」を着実に推進していくため、町民（民間団体）、事業者に求められる具体的な取り組みの一例については次の通りとなります。

町民の取り組み
● 電化製品などの買い替え時には、省エネルギー性能の高い環境に配慮した製品を購入します。
● 自宅の新築や増築に当たっては、断熱や採光等の省エネルギー性能に配慮するとともに、太陽光発電システム・太陽熱温水器等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
● マイカーの購入や買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車の購入やリースを積極的に検討します。
● 「かがわ省エネ節電所」の活用や「COOL CHOICE」などの賢い選択による省エネルギー行動に取り組みます。
● 日常の買い物等では、マイカーの使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
● 不要なアイドリングを止め、燃費も向上するエコドライブを心がけます。
● フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分を徹底します。
町民の取り組み（民間団体の取り組み）
● 率先して環境美化や緑化運動等をはじめとする環境の保全に取り組むとともに、地域住民に対し、地球温暖化の防止に向けた意識を高めるための啓発を実施します。
● エコドライブの実践に向けた呼びかけなど、大気環境の保全意識を高めるための啓発を実施します。

事業者の取り組み
● 「省エネルギー診断」等の受診による省エネルギー対策に取り組むとともに、建物等の改修時には、省エネルギー性能に優れた機器等の導入を検討します。
● 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
● 社用車の購入や買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車の購入やリースを検討します。
● 原料の採取から製品の廃棄までの一連の流れを通じ、温室効果ガスの排出量が少ない商品の製造・流通・販売に努めます。
● 従業員の通勤に当たっては、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促します。
● 不要なアイドリングを止め、エコドライブを心がけるよう、従業員に対する指導に努めます。
● トラックから鉄道や海運への転換を図り、輸送の効率化と温室効果ガスの排出量を削減します。
● 「フロン類」を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分を徹底します。

2. 循環型社会の形成：環境に配慮した持続可能なまちづくり

(1) 廃棄物の発生抑制と再利用

① 生ごみの減量化と食品ロス削減

- ごみの減量化に向けて、家庭に対する「生ごみ処理容器購入助成金」等の補助制度や事業者向けの講習会の開催等による啓発を通じて、家庭や事業所における3R運動をより一層推進し、多度津町内における再資源化に努めます。
- 「広報たどつ」やホームページ等の媒体を活用し、食材を有効活用したレシピの紹介等の情報提供を行い、賞味期限切れの防止や食べ残しの抑制に資する啓発に努めることで、家庭における食品ロスの削減を図ります。
- 食品ロスを削減し、食品廃棄物の発生を抑制するため、様々な機会を利用した「3010(さんまるいちまる)運動」等に関する情報提供を実施し、町民(民間団体)、事業者に対する啓発に積極的な姿勢で取り組みます。



図：「3010運動」POP

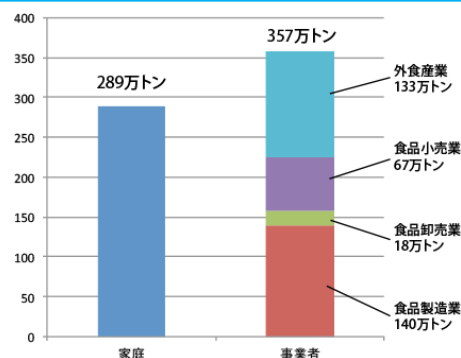
【資料：環境省資料】

食品ロスについて

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では、2015年度に約646万トンの食品ロス(事業者から約357万トン、家庭から約289万トン)が発生したと推計されています。

香川県は、2017年度から、食品ロスを減らすライフスタイルの「スマートフードライフ」を提案し、セミナー等の開催を通じて啓発を行うなど、発生抑制に向けた取り組みを進めています。



図：2015年度の食品ロス量の推計

【資料：環境省食品ロスポータルサイト】

②ごみを出さないライフスタイルの確立

- 「広報たどつ」やホームページ等の媒体を活用した啓発の実施により、マイバッグ運動、エコマーク商品の購入、リターナブルびんの使用など、ごみを出さない取り組みを促進します。
- ホームページ等の媒体への「ごみ分別早見表」の掲載による再資源化を促すとともに、ごみの処理状況への理解と、ごみ問題への関心を養うため、「広報たどつ」やチラシ等の配布、「多度津町リサイクルプラザ」の施設見学等によるごみの減量化に関する積極的な情報提供に努めます。
- 「多度津町リサイクルプラザ」に持ち込まれる粗大ごみ等の再利用のため、修理等によるものの長期使用に関する啓発に努めるとともに、再生利用が可能な金属類、びん類、ペットボトル、家具類などを回収し、資源化を推進します。



③事業系ごみの減量化とリサイクルの促進

- 事業活動における紙使用量の削減、販売活動における簡易包装、マイバッグ運動への協力等の啓発の実施により、事業活動で発生する廃棄物の減量化を促進します。
- 事業所への「事業系一般廃棄物減量計画」の作成を求めるとともに、それぞれの事業者に対し、ごみの自己処理に関する「広報たどつ」等の媒体を活用した啓発や行政による個別の指導等の実施による事業系ごみの削減に向けた手法を検討します。
- 公共工事においては、建設廃棄物や下水汚泥等から製造した再生品を埋戻し材や骨材として積極的に利用します。

④資源回収活動の促進

- 多様な手法による資源ごみの回収のため、スーパー等の各店舗が実施する店頭回収と連携し、資源ごみの回収ルートの確保に努めます。
- 集団回収の促進に向け、各種助成制度の充実を図るとともに、町民（民間団体）による資源回収活動への支援を行い、多度津町内における資源回収量の増加に努めます。



(2) 廃棄物の適正処理

①不法投棄防止と産業廃棄物対策の推進

- 不法投棄の防止に向け、禁止看板設置、ホームページ等の媒体による啓発、監視パトロールの充実、監視カメラの設置等を検討し、監視体制を強化するとともに、香川県をはじめとする関係機関と連携して効果的な対策を進めます。



- 産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出する企業を対象とした講習会を実施します。

②野外焼却の禁止徹底

- 不法な野外焼却への対策として、関係機関と連携の上、監視及び指導等の措置を実施するとともに、「広報たどつ」等の媒体を通じた啓発の徹底に努めます。

③廃棄物処理施設の適正な運営

- 安全で衛生的なごみの処理や処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、収集及び処理体制の効率化を図り、費用対効果を重視した体制作りを進めることで、住民サービスの更なる向上を目指します。

④適正処理が困難な廃棄物への対応

- 家電4品目や重量物、有害性・危険性が伴う、多度津町が単独で処理が困難と想定される廃棄物については、販売店等に対する引き取りの依頼に向けた啓発に努めます。
- 在宅医療廃棄物については、医療機関や販売業者を通じて処理を行うよう、啓発に努めるとともに、医療機関や香川県等の関係機関と連携の上で、適正な処理の実施に協力します。

⑤水循環の推進

- 風呂の残り湯や雨水の雑用水への利用等の、水資源の有効利用を促進します。
- 山林の保全と育成、透水性舗装、公共工事や公共施設整備における透水性の向上等により、雨水の地下浸透を促進し、水循環の適正化を図ります。



⑥海ごみ対策の推進

- マイクロプラスチックを含む海ごみの発生の防止に向け、使い捨てプラスチック容器包装等の使用抑制をはじめ、分別意識の向上、リサイクル、河川・海域への不法投棄の防止を含めた適正な処分方法やライフサイクルからの排出抑制等について、「広報たどつ」やホームページ等の媒体を活用した啓発を積極的に推進します。
- 香川県内における一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」等の海域・陸域が一体となった海ごみ対策に向け、水産事業者等の各主体との連携・協働した海ごみの計画的な回収や処分を実施することで、広域的な環境問題の解決に資する取り組みを総合的に推進します。

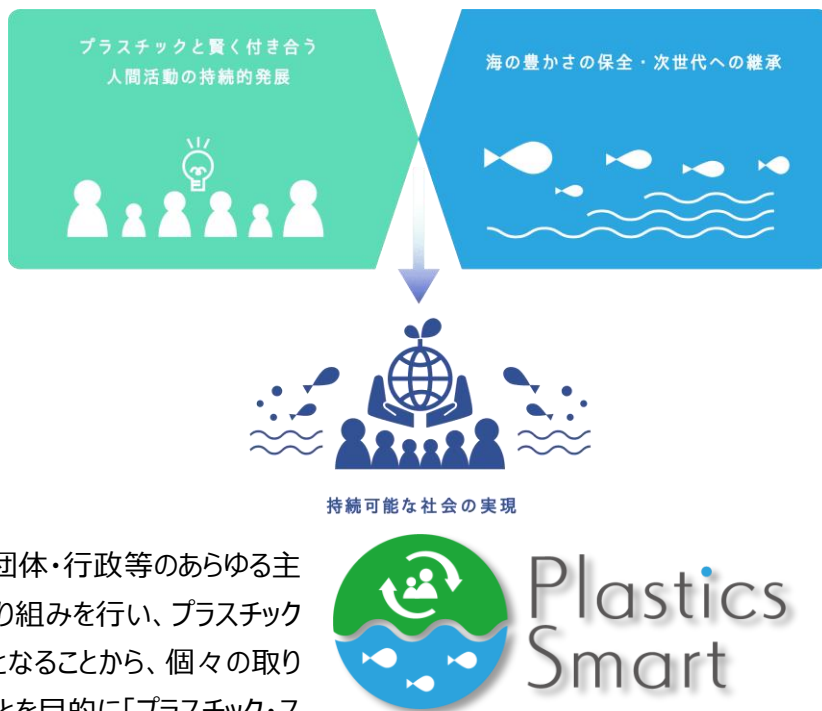
「海洋プラスチックごみ」について

近年、陸上から海洋へ流出したプラスチック製品に由来する「海洋プラスチックごみ」が海洋汚染の原因の一部となっていることなどが世界的な環境問題として取り上げられ、プラスチックの適正処理を強化していくことが求められています。

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は、長期間に渡って海に残存し、現状のままでは、2050 年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境の汚染が懸念されています。

そうした中、国は 2018 年 6 月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、廃棄物削減対策を進めるとともに、プラスチックごみに関して、新たに「プラスチック資源循環戦略」をとりまとめることとしています。同戦略では、2019 年 6 月に日本で開催される G20 を視野に、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが必要であることから、レジ袋の有料化をはじめ、再生利用やバイオマスプラスチックの導入などについても検討が進んでいます。

更に環境省は、こうした問題の解決に向け、個人・企業・団体・行政等のあらゆる主体がそれぞれの立場でできる取り組みを行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要となることから、個々の取り組みを応援し、波及させていくことを目的に「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。



図：「プラスチック・スマート」キャンペーンロゴ

【資料：環境省資料】

「第2次計画」を着実に推進していくため、町民（民間団体）、事業者に求められる具体的な取り組みの一例については次の通りとなります。

町民の取り組み
● 生ごみのコンポスト化等の手軽にごみを減らせる取り組みを進めます。
● 食品は、必要分のみを購入し、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄を防ぎます。
● 家電製品、車、家具等を修理しながら長期的な使用に努めます。
● マイバッグ運動、リターナブル容器の使用等によるごみの減量化に積極的に取り組みます。
● ごみの分別方法を遵守し、循環型社会の形成に向けた資源化に協力します。
● 買い物時には、環境に配慮したエコな製品の購入を心がけます。
● 廃家電や廃タイヤ等の不法投棄をしません。
● 不法投棄の防止に向け、所有地を適正に管理します。
● ごみの野外焼却はしません。
● ごみを出す曜日や時刻、方法等のマナーの遵守に努めます。
● 地域住民の節水意識を高めるための啓発を実施します。
● 風呂の残り湯や雨水の利用等の水資源の有効利用による節水に努めます。
町民の取り組み（民間団体の取り組み）
● 率先して環境美化運動等に取り組むとともに、地域住民の3R意識を高めるための啓発を実施します。
● フリーマーケットや環境イベント等を開催します。
● 率先して環境美化活動などに取り組むとともに、ごみの分別等をはじめとする適正な排出を呼びかけます。
● ごみの不法投棄をはじめ、野焼き等の不適正な処理を発見した際には、速やかに行政に通報します。



事業者の取り組み

- 調理の工夫や食材を有効活用したメニューを提供し、食品ロスを出さないための取り組みを行うとともに、ばら売りや量り売りの実施、「3010 運動」等の啓発に努めます。
- 紙使用量の削減、製造や販売過程等で生じる廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用等に努め、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進による資源の活用を図ります。
- マイバッグ運動、ばら売りや量り売り、リターナブル容器の使用、過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売等によるごみの減量化やリサイクルに資する取り組みを積極的に進めます。
- 廃棄物の不法投棄はしません。
- 社有地等を適正に管理し、不法投棄が行われないように配慮します。
- ごみや産業廃棄物の野外焼却はしません。
- 「廃棄物処理法」を遵守し、事業系一般廃棄物や産業廃棄物等を適正に処理します。
- 雨水を貯留して雑用水に使用し、水資源の有効利用に努めます。



3. 自然環境の保全：豊かな自然と調和したまちづくり

(1) 生物多様性の確保及び自然環境の保全

①豊かな自然環境の保全

- 多度津町が誇る高見島や佐柳島の自然の恵みを守り、瀬戸内海ならではの多島美の魅力向上に貢献するとともに、各主体に対する啓発に努めることで、豊かな自然の恩恵を持続可能なものとしていきます。
- 多度津町内を流れる桜川について、各主体が連携・協働した清掃活動等の取り組みを行うことで、まちのシンボルとして磨き上げるとともに、小学生に対する環境学習の教材としての活用や各種イベント等の開催により、多度津町内の貴重な自然環境の保全に向けた啓発に努めます。



②希少野生動植物の保護の推進

- 各種調査で確認された希少野生動植物については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例（2005年7月15日：香川県条例第44号）」に基づいて保護を行うとともに、自然を残す樹林や歴史的社寺林など、多様な生物の生息・生育環境の保全を図ります。

香川県希少野生生物の保護に関する条例の内容

指定希少野生生物

香川県レッドデータブック掲載種のうち、保護を必要とする希少野生生物

個体の数が著しく減少しつつあるなど絶滅のおそれがある野生生物で、特に保護を必要とする種

指定希少野生生物

個体の取扱規制

- 捕獲採取等の原則禁止

【効果】
過剰な捕獲採取等による
個体数の減少の防止

指定希少野生生物 保護区

生息・生育地の規制

- 保護区域内の開発行為等を制限

【効果】
指定希少野生生物の生息
又は生育環境の保全

保護事業

保護回復の推進

- 個体群の増加・回復事業を推進

【効果】
指定希少野生生物の保護
活動による個体数の維持
又は回復

推進体制の整備

- ・普及啓発、監視体制の推進
- ・継続的な調査研究の推進
- ・国及び市町等との連携強化

罰則の適用

- ・違法な捕獲等違反行為に対する処罰
- ・違反内容に対する措置命令
- ・国及び市町等との連携強化

施策上の配慮

- ・自然保護団体等が行う保護活動への配慮
- ・国及び市町等が行う事業との調整
- ・財産権の尊重（私権と公益性との調整）

図：「香川県希少野生生物の保護に関する条例」の概要

【資料：香川県資料】

③特定外来生物対策の推進

- 多度津町内で生息が確認された「セアカゴケグモ」等の特定外来生物による生態系や人的被害を防止するため、情報の把握や外来生物が生態系に与える影響等について、チラシの配布等による情報提供を実施し、啓発に努めるとともに、香川県や近隣自治体等の関係機関と連携した侵入防止策に取り組みます。

④農地の適正管理と環境保全型農業の促進

- 農業地域の無秩序な転用を抑制するとともに、優良農地の確保と生産基盤の整備を図ります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手不足に対処するため、集落営農組織の法人化や新規就農者への支援、認定農業者制度の活用等を推進し、多様な担い手の育成と確保に努めます。
- 農協等の関係機関と連携・協力し、農薬・肥料の低減や有機・低農薬栽培等に努めるとともに、「エコファーマー」の認定制度に関する啓発を通じて、付加価値の高い環境保全型農業を促進します。

⑤有害鳥獣対策の推進

- イノシシ等の有害鳥獣による人的・農林水産物への被害の防止に向け、防護柵設置や地域で中心的な役割を担う若手狩猟者及びリーダーの育成とともに、捕獲個体の資源化や耕作放棄地の有効活用のための整備など、地域住民と連携した上で、鳥獣被害に遭わない集落づくりを総合的に推進します。
- アライグマ、ヌートリア及びハクビシンによる農業や生活環境への被害を防止するため、「多度津町アライグマ・ヌートリア等捕獲奨励金」等を活用した対策に努めます。
- カワウによる食害被害等の防止のため、香川県と連携して漁業への被害の実態の把握に努めるとともに、各種支援策を実施し、良好な漁場環境の保全を推進します。



(2) 人と自然とのふれあいの推進

① 農業や漁業資源の有効活用と支援

- 農村地域や漁村地域の活性化を促すため、農業や漁業による観光の振興を図るとともに、町民（民間団体）や児童生徒、近隣都市の住民の農業や漁業、自然体験の場として積極的に活用します。
- 耕作放棄地の再生のため、国や香川県の補助金等を活用した計画的な保全対策とともに、オリーブの植栽等による継続的な再生活動を推進し、生産の拡大に取り組む農業者に対する各種支援に努めます。



② 自然体験や観察会の実施

- 「こどもエコクラブ」や豊かな自然とふれあえる環境の整備と管理を推進するとともに、「おさかな学習会」の開催をはじめとする農業や漁業体験、水辺の学習等により、自然について学ぶ環境教育の機会を設け、ふれあい活動による意識の高揚に努めます。
- 農林漁業関連の事業者や町民（民間団体）の関係者等と連携し、豊かな自然を活用した体験学習の実施や「グリーン・ツーリズム」、「エコツーリズム」等による自然とふれあいの機会や場を創出するとともに、ホームページ等の媒体を活用した情報発信に努めることで、多度津町内の豊かな自然に対する愛着心を育てます。



「第２次計画」を着実に推進していくため、町民（民間団体）、事業者に求められる具体的な取り組みの一例については次の通りとなります。

町民の取り組み
● 多度津町内の自然環境、動植物、社寺林等の貴重な資源に対する関心を持ち、保護・保全に積極的に協力します。
● 特定外来生物は飼育せず、既に飼育している場合には責任を持って飼育します。
● 釣りなどのレクリエーションでは、幼魚や稚魚は逃がし、水生生物や水産資源の保護に協力するとともに、ごみは持ち帰り、釣り糸や釣り針などの適切な処理を徹底します。
● 自然体験や動植物等の観察会に積極的に参加し、森林、農地、河川、干潟、藻場等が果たす役割について学び、各種取り組みに積極的に協力します。
● 農業体験等の「グリーン・ツーリズム」に参加し、農業等に対する関心を高めます。
町民の取り組み（民間団体の取り組み）
● 里海・里山の保全・活用につながる活動を実施するとともに、地域住民等に参加を呼びかけます。
● 里海・里山保全の重要性とともに、水産物等の里海資源や木炭、薪、竹、広葉樹材等の里山資源の利用をPRします。
● 率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の自然保護意識を高めるための啓発を実施します。
● 野生生物の生息・生育状況等の調査や情報提供に協力します。
● 地域住民と支えあい、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による有害鳥獣を誘引しない環境づくりに努めます。
● 野生生物や地域の生態系の保全に取り組むとともに、啓発を実施します。
事業者の取り組み
● 開発事業における土地利用計画等の設計や工事の実施にあたっては、自然環境の保全に十分配慮します。
● 農薬・肥料の低減や有機・低農薬栽培等の環境保全型農業や資源管理型漁業の取り組みを積極的に進めるとともに、後継者の育成に努めます。
● 自然体験や観察会に社員が主催・参加し、自然を大切にする企業風土づくりに努めます。
● 社員研修の一環として、農業・農村体験等の「グリーン・ツーリズム」への参加を検討します。

4. 快適空間の確保：人が安心して暮らせるまちづくり

(1) 大気環境の保全

①広域大気汚染物質対策の推進

- 光化学オキシダント注意報や警報、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報が発表された場合は、関係機関と連携し、速やかな情報提供に努めます。

②事業者に対する指導の実施

- 工場・事業場に対し、香川県等の関係機関と連携・協力の上、大気汚染に係る排出基準等の遵守を指導します。

③アスベスト対策の推進

- 建築物解体現場等からのアスベストの大気中への飛散を防止するため、各種対策の実施の徹底とともに、香川県と連携・協力を図ることで、健康に対する被害の拡大防止に向けた各種支援を推進します。

(2) 水環境、土壌・地盤環境の保全

①水質汚濁発生源対策の推進

- 「水質汚濁防止法」の規制対象となる事業場については、香川県と協力し、排水基準の遵守を指導します。
- 「水質汚濁防止法」規制対象外となる小規模事業場については、汚濁負荷の削減に向けた指導を進めます。
- 廃食油を流さない、食べ残しをそのまま流さない、水切りネットの使用等の家庭でできる生活排水対策に関する啓発に努めます。
- 合併処理浄化槽の普及に向け、設置に関する補助の充実とともに、単独浄化槽やくみとり式便所から合併浄化槽への転換等について、「広報たどつ」等の媒体を活用した啓発を積極的に推進することで、効率的な処理体制の実現と地域の実情に即した整備に努めます。
- 香川県と協力して、有害物質を使用する工場や事業場に対し、適正な管理を指導します。
- 工場や事業場の跡地では、土地所有者が土壌汚染調査を実施し、適切な措置をとるよう、指導します。

②水辺の美化と親水空間の形成

- 地域住民や環境保全活動を行う各主体と連携・協働の上、河川、ため池、海岸等の美化に関する取り組みの実施による美しい親水空間の形成を推進します。
- 河川の整備にあたっては、治水対策と親水性を保持した護岸の整備に努めることで、動植物の生息・生育環境に配慮した環境の保全と創出に努めます。
- 海岸の整備にあたっては、防災対策とともに、動植物の生息・生育環境に配慮し、潤いと魅力溢れる親水性を保持した水辺空間の保全と創出に努めます。



③水質の監視体制充実と生物調査の実施

- 現在の水質監視体制を継続し、必要に応じて測定地点の拡充を検討します。
- 事業活動等に伴う地下水への影響を監視するため、地下水（井戸）調査を実施します。
- 自然環境に対する啓発を兼ねて、多くの児童生徒、各主体が参加できる水生生物調査や簡易水質調査の実施等を検討します。



(3) 騒音・振動・悪臭・化学物質対策

①自動車騒音や振動の監視と対策

- 多度津町内の騒音調査を継続して実施し、特に交通量が多い道路については、振動調査の実施も検討します。
- 道路沿道の交通騒音の緩和を図るため、国や香川県と協力して、遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化による環境施設帯の整備等に努めます。
- 自動車の安全運転及び静穏な環境に対する意識の高揚に向けた啓発に努めます。

②事業者に対する指導の実施

- 工場や事業場から発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準の遵守を指導します。
- 建設工事にあたっては、低騒音・低振動型建設機械の導入及び作業の時間帯など、環境への配慮を徹底するよう、指導します。
- 工場や事業場から発生する悪臭を防止するため、香川県等の関係機関と連携・協力の上、悪臭の原因となる物質の削減等を指導します。

③町民（民間団体）への啓発の推進

- 家庭における生活騒音等の日常生活に起因する近隣騒音については、地域社会のルールづくりや環境の保全に向けた意識の向上に資する「広報たどつ」等の媒体を活用した効果的な啓発に努めます。

(4) 歴史的・文化的遺産の保全

①文化財保護意識の高揚

- 文化財を紹介するマップやパンフレット等の作成・改定や活用を通して、貴重な文化財の保護に向けた意識の高揚を図ります。



図：文化財マップ

【資料：多度津町資料】

②歴史的・文化的遺産の活用と伝統文化の継承

- 歴史的・文化的遺産や近代の産業遺産等を整備し、積極的に情報を公開するとともに、周辺環境を整備することで、文化財と一体となった良好な景観が保たれたまちづくりを進めます。
- 多度津町内に存在する文化財等の貴重な歴史的・文化的資源については、適切な保存を推進し、伝統的な祭り等と併せて情報提供に努めるとともに、観光資源としての積極的な活用を図ることで、ふれあいの場の創出による地域の活性化に寄与します。



図：多度津ナビ

【資料：多度津町資料】

(5) 快適な環境づくり

①良好な景観への配慮

- 道路、河川、建築物等の公共事業については、周辺の環境や地域の特性に配慮したデザインや色等による施工に努めます。
- 美しい景観づくりへの意識を高めるため、各主体に対する景観の保全に関する啓発に努めるとともに、屋外広告物の設置や管理等に関する規制や誘導を行い、良好な景観の形成に向けた一層の取り組みを推進します。
- 古民家や寺社景観等の歴史的風致を形成する景観の維持と向上に努めます。

②公園や緑地の整備の推進

- 地域の住民が日常的に自然とふれあい、憩い、安らぐ場として、各主体と連携・協働した公園整備を進め、災害時の避難場所としての機能拡大を図ると同時に、緑を創出することで、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。
- 公園、道路、学校等の公共施設への緑化の促進に努めるとともに、緑化意識の高揚を図り、各家庭や事業所における「緑のカーテン」等の取り組みに関する情報提供を実施することで、多度津町内での緑化運動を推進します。



③各主体による美化活動の推進

- 各主体に対する支援による各地域単位での連携・協働のまちづくりを推進するとともに、「香川さわやかロード」を活用した道路の清掃、除草、草刈や緑化活動を促すことで、地域のボランティア活動に関する取り組みの活性化に努めます。



緑のカーテンについて

緑のカーテンとは、ゴーヤ（ニガウリ）やアサガオ等をはじめとしたつる性の植物をカーテン状に育てることで、強い日差しを和らげ、室内の温度の上昇を緩やかにする自然のカーテンのことです。日差しを遮る以外にも、植物の葉から水分が蒸発することで、周囲の気温を一定に保つなど、熱を遮る日よけとして効果を発揮します。また、育てる植物の種類によっては、花を楽しむことや実の収穫が可能となるなど、副次的な特典としての「おまけ」もあります。

香川県では2013年度より、県内の市町と連携し、家庭や事業所、学校等を対象とした緑のカーテンの出来栄や省エネ効果を競うコンテストを開催しています。参加すると、園芸用品などのプレゼントをはじめ、「家庭部門」、「事業所部門」、「学校・保育所・公共施設部門」のそれぞれの優秀作品に賞状や副賞が贈られます。また、コンテストの参加者には、多度津町から植物の苗（緑のカーテン用）のプレゼントが贈られます。

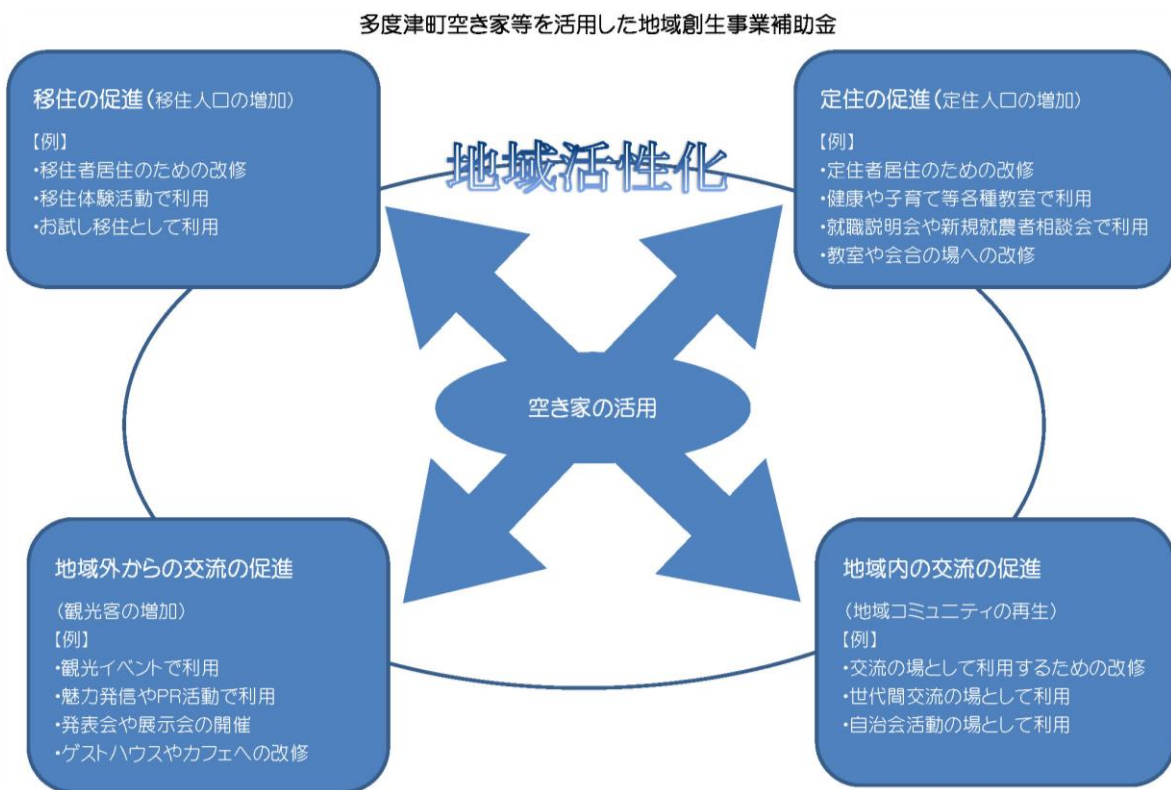


図：「かがわ緑のカーテンコンテスト」ロゴ

【資料：香川県資料】

④空き家や空き地の適切な管理

- 管理が行き届かない空き家や空き地の環境面等での問題を未然に防止するため、「多度津町空き家改修支援事業補助金」、「多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金」に関する啓発とともに、地域住民の理解と協力を得ながら、有効活用等の適切な管理や除却を促し、周辺環境の保全と向上に努めます。



図：「多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金」のイメージ

【資料：多度津町資料】

⑤ペットのふん害防止対策の推進

- 犬や猫等のペットとして飼育されている動物のふん害防止のため、散歩時等における適切な処理に向けた「広報たどつ」を活用した啓発を実施し、地域の環境美化の向上に努めます。
- 野良犬や野良猫対策のため、「地域猫活動」等による猫の不妊や去勢手術費に対する助成を今後も継続して行い、不必要な繁殖の防止に努めることで、地域における問題の解決に努めます。



「第２次計画」を着実に推進していくため、町民（民間団体）、事業者に求められる具体的な取り組みの一例については次の通りとなります。

町民の取り組み
●家の建て替えや改修にあたっては、アスベストの使用の有無を確認し、関係機関と緊密に連携して適切な処理に努めます。
●公共下水道が整備された地区では、速やかに下水道に接続します。
●下水処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽を設置し、定期的に維持管理を行います。
●廃食油は古新聞等に吸収させ、食べ残しの処理には水切りネットを使用し、生活排水対策に取り組みます。
●河川や海岸の美化運動、水辺の学習等によるふれあい活動へ積極的に参加します。
●近隣に迷惑となり、苦情につながる不用意な生活騒音を発生させないように気をつけます。
●地域の文化財や歴史的な建造物の保全に協力します。
●地域の歴史、昔の環境や暮らし、伝統文化等についての講師役を務めます。
●地域の歴史的・文化的遺産についての理解を深め、将来の世代に伝えていきます。
●祭りや伝統文化を大切にするとともに、行事に積極的に参加します。
●公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切に扱うとともに、適切な管理に向けたボランティア活動を行い、地域の人々が気持ち良く利用できるようにします。
●家の庭やベランダ等を緑化し、積極的に緑を増やします。
●空き地等の雑草やごみを除去し、適切な維持管理に努めます。
●ペットの飼育にあたっては、飼育場所の清掃を適切に行うとともに、散歩時の糞を持ち帰ります。
●野犬に対する餌付けを行わないようにします。
町民の取り組み（民間団体の取り組み）
●近隣騒音への配慮等の日常生活におけるマナーの遵守を呼びかけます。
●地域の環境や歴史・文化を活用したイベントの開催等による保全に向けた意識を高めるための啓発を実施します。
●四国八十八箇所霊場と遍路道に関する調査研究など、歴史的・文化的遺産の保護と継承に必要な取り組みに協力します。



事業者の取り組み

- 「大気汚染防止法」を遵守するとともに、ふんじんの発生防止に努めます。
- 建物の建て替えや改修にあたっては、アスベストの使用の有無を確認し、関係機関と連携して適切な処理に努めます。
- 「悪臭防止法」等を遵守し、悪臭の発生防止に努めます。
- 「水質汚濁防止法」の排水基準を遵守し、汚濁負荷量の削減に取り組みます。
- 建設工事等に当たっては、濁水の発生や油の流出防止に努めます。
- 河川や海岸における清掃活動等の美化運動の開催時には、地域の一員として積極的に参加します。
- 有害物質の地下浸透防止のため、保管等に十分注意するとともに、敷地内の土壌や地下水の状況把握に努めます。
- 「騒音規制法」や「振動規制法」を遵守します。
- 建設工事の際には、低騒音・低振動型建設機械の使用や作業時間に配慮します。
- 地域の文化財や歴史的な建造物の保全に協力します。
- 創業時の建築物など、歴史的・文化的遺産の保全に努めます。
- 祭りや伝統文化を大切に、地域の一員として積極的に参加します。
- 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切に扱うとともに、適切な管理に向けたボランティア活動を行い、地域の人々が気持ち良く利用できるようにします。
- 事業所の敷地内の緑化に努め、積極的に緑を増やします。
- 建物を新たに建てる際は、周辺の景観と調和するように配慮します。
- 商品の陳列、立て看板等の設置にあたっては、美観を損ねないように配慮します。
- 未使用の社有地等の雑草やごみを除去し、適切な維持管理に努めます。



5. 学びと活動の輪：みんなで地域の環境を良くするまちづくり

(1) 環境教育及び環境保全活動の推進

①学校における環境教育の推進

- 各教科や総合的な学習の時間を活用して、児童の環境に対する意識や知識を高め、主体的な行動を促すとともに、各学校の特色を生かした環境教育・学習が行えるよう、教育関係機関と連携した環境教育・学習内容の充実を図ります。
- 香川県の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」を積極的に活用し、学校における環境教育の授業内容の充実を図ることで、児童の環境に関する知識と理解を深めます。
- 教員が環境に関するデータ等の情報や環境学習教材を積極的に環境教育の場で活用できるよう、香川県のホームページ等の媒体を活用した環境情報の有効活用や教職員に対する研修内容等の充実を図ります。



②環境保全活動に関する情報提供と人材確保

- 多度津町内における環境保全活動に関する情報を「広報たどつ」やホームページ等の媒体に掲載することで、各主体の環境に対する意識の高揚を図るとともに、「SNS」などの新たな「ソーシャルメディア」を積極的に活用した情報発信に努めます。
- 環境教育・環境学習の担い手となる指導者の知識の向上や新たな人材の確保に向け、香川県や町民（民間団体）各主体と連携し、環境に関する人材育成の講座や研修会の開催とプログラム内容の充実を図るとともに、円滑な連携が図られるよう、情報共有と積極的な各種支援に努めます。

③地域や職場の環境教育・環境保全活動の促進

- 地域や職場における環境保全活動を支援するとともに、環境保全活動の開催時には、町民（民間団体）、事業者に広く呼びかけを行い、各主体が連携・協働した各種取り組みを進めます。
- 従業員が自社の事業活動と環境との関わりについて理解することによって、事業活動における環境に配慮した取り組みが促進されるよう、社内における環境教育の実施に向けた啓発を推進します。
- 「エコマーク製品」や「統一省エネラベル」などについて、各主体への情報提供を実施することで、環境に配慮した消費行動を促し、経済活動の活性化に結びつくよう、粘り強く啓発に努めます。

(2) 環境に配慮した一体的な取り組みの推進

①食育と地産地消の推進

- 地域の特色がある地元の農水産物や食材を活用した給食の提供など、食育と地産地消の連携した取り組みを推進することで、「さぬき讃フルーツ」等の特産品のPRに資するとともに、加工品の開発や販路開拓等に対する各種支援により、限られた資源を大切に消費し、環境負荷の低減を図ります。



②環境マネジメントシステムの普及

- 事業活動における自主的な環境への配慮に向けた取り組みを促進するため、「広報たどつ」等の媒体を通じた啓発の実施により、「ISO14001」や「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの普及を図るとともに、先駆的な環境負荷の低減に関する取り組みを実施する事業者に対する各種支援を行います。

さぬき讃フルーツについて

香川県の新ブランドの「さぬき讃フルーツ」は、太陽の「SUN」と香川県産の「産」、賛美の「賛」の意味を込め、讃岐の「讃」の漢字を当て、「燦々とふり注ぐ太陽の下で、生産者が心を込めて大切に育てた香川県自慢の果物」という趣旨が伝わるように命名されたものです。

香川県オリジナルの品種である温州ミカン「小原紅早生」、キウイフルーツ「香緑」、「さぬきゴールド」、「さぬきエンジェルスイート」等に加え、イチゴ「さぬきひめ」、ブドウ「シャインマスカット」や「ピオーネ」、桃「日川白鳳」、「加納岩白桃」、「あかつき」、梨「幸水」、「豊水」の6品目を対象としています。



図：「さぬき讃フルーツ」ロゴ

【資料：全国知事会資料】

「第２次計画」を着実に推進していくため、町民（民間団体）、事業者に求められる具体的な取り組みの一例については次の通りとなります。

町民の取り組み
● 地元の農水産物や食材を積極的に購入し、環境負荷の低減に資する地産地消に取り組みます。
● 多度津町が発信する環境情報等に目を通し、地球温暖化の防止、ごみの減量化、自然環境の保全等の環境にやさしい暮らしに積極的な姿勢で取り組みます。
● 専門知識や経験を生かし、学校や地域の環境教育・環境保全活動の指導者に登録し、地域の良好な環境の創出に寄与します。
● 自治会等が行う地域の環境保全活動に積極的に参加します。
町民の取り組み（民間団体の取り組み）
● 地域性、専門性を考慮した環境学習に関するイベント等を企画・実行し、啓発に努めます。
● 各主体と連携・協働の上、環境教育・環境学習を実施します。

事業者の取り組み
● 小売店や卸売店では、地元の農水産物や食材を積極的に取り扱います。
● 従業員が事業活動と環境との関係について理解することで、環境保全活動に向けた取り組みが促進されるよう、職場における環境教育を推進します。
● 「ISO14001」や「エコアクション 21」等の「環境マネジメントシステム」の認証の取得を検討します。
● 従業員の専門知識や経験を生かし、学校や地域の環境教育・保全活動の指導者として、地域の良好な環境の創出に寄与します。
● 自治会や行政等の関係機関との協働により、地域の一員として環境保全活動を推進します。

